

はじめに

障がい者雇用

ともに働き、ともに生きる

神奈川県では、令和5年4月に「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を施行しました。

この条例では、事業者の責務として、障がい者が多様な分野の活動に参加できるよう努めることや、合理的な配慮に努めることなどを定め、誰もが喜びを実感することができる「ともに生きる社会」の実現を目指しています。

障がい者雇用の現場において、この理念は障がい者の多様な力を職場に取り入れて、「ともに働く」ことに他なりません。

すでに障がい者雇用に取り組む企業からは、障がい者と「ともに働く」ことで、社内全体の業務を見直し、適材適所の視点で業務を任せることにより、障がい者を含む多様な人材が活躍できるようになった、会社の生産性が上がり、時間外労働が減るなど、働きやすい職場になったといった声も聞かれます。

このガイドブックでは、神奈川県内で障がいのある社員の力を活かし、障がい者雇用の支援機関と連携しながら、「ともに働く」職場を実現している企業の声とともに、障がい者雇用のプロセスを紹介しています。障がい者雇用に向けた理解を深めるステップ1から、職場定着のステップ5まで、障がい者雇用のステップのエッセンスを盛り込んでいます。

職場の中でお互いに理解し合い、合理的配慮を検討するプロセスこそ、「ともに働く」職場づくりです。

障がい者雇用ガイドブック INDEX

STEP 1

P4-5

障がい者雇用に向けた理解を深める

まずは障がい者と一緒に働くイメージを持とう！

STEP 2

P6-7

職務の選定

仕事の内容はどうする？

STEP 3

P8-9

雇用に向けた社内環境整備

一緒に働く環境づくりも大切！

STEP 4

P10-11

採用活動(募集～採用)

求人し、採用者を決めよう！

STEP 5

P12-13

職場定着

一緒に働こう！

障がい者雇用に関する制度 → P14

障がい者雇用を支援する主な機関 → P15-P16

神奈川県障害者雇用促進センター

所在地：横浜市中区寿町1-4

かながわ労働プラザ5階

コヨクヨイ

電話：045-633-5441(直通)または

045-633-6110(かながわ労働プラザ代表)



まずはご相談ください！

これまで障がい者を雇用したことがないのですが、当社でもできるでしょうか？



初めて企業

(障がい者雇用の経験がない企業)



先輩企業

(すでに障がい者雇用に取り組んでいる企業)

障がい者雇用は、ステップごとに進めると取り組みやすかったですよ。

全てを企業だけで準備しなくても大丈夫です。障がい者雇用に取り組む企業の相談に乗ったり、助言をする機関（支援機関）があります。障がい者雇用を進めるためには、こうした支援機関との連携がポイントです！主な支援機関は、P15とP16で紹介しています。

「まずは相談してみたい」という方には、県の支援機関として、「神奈川県障害者雇用促進センター」があります。



支援機関

ポータルサイト

研修会などのイベント情報、
神奈川県内の支援機関、雇用事例、
障がい者雇用のヒントをご紹介します！



ともに歩むナビ

検索

障がい者雇用に関する制度

障がい者雇用率制度

詳しくは
P14

2.5% (※)

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、民間企業の場合、常時雇用している労働者数の2.5%以上の障がい者を雇用することを義務付けています。

40.0人 (※)

障がい者雇用率制度が適用される民間企業の範囲は、常時雇用している労働者数40.0人以上です。例えば、常時雇用している労働者数が150人の企業の場合、3人以上の障がい者の雇用義務があります。

例：150人×2.5% = 3.75人 → 3人
(小数点以下は切り捨て)

※ 2024年4月から民間企業の法定雇用率は、従前から0.2%引き上がり、2.5%になりました。また、障がい者雇用率制度が適用される民間企業の範囲は、従前は常時雇用している労働者数が43.5人以上の企業でしたが、40.0人以上の企業に広がりました。また、2026年7月から法定雇用率は2.7%に引き上がり、対象企業の範囲は37.5人以上に広がる予定です。

障害者雇用納付金制度

50,000円

常時雇用している労働者数が100人を超える法定雇用率(2.5%)未達成の企業は、法定雇用障がい者数に不足する障がい者数に応じて1人につき月額50,000円の納付金を納付しなければなりません。

29,000円

常時雇用している労働者数が100人を超える企業で法定雇用率(2.5%)を超えて障がい者を雇用している場合は、その超えて雇用している障がい者数に応じて1人につき月額29,000円の調整金が支給されます。(常時雇用している労働者数が100人以下の企業で、雇用障がい者数が一定数を超えている場合は、その一定数を超えて雇用している障がい者数に応じて1人につき月額21,000円の報奨金が支給されます。)

※ 常時雇用している労働者数が100人を超える全ての企業は納付金の申告義務があります。